

【令和7年1月1日から施行】

区分		手数料（円）
法第二条第七号の認定に係る評価【耐火構造】	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,550,000
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,620,000
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,150,000
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,190,000
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,240,000
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,680,000
	柱について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,800,000
	柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,900,000
	柱について二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,000,000
	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	3,100,000
	床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,540,000
	床又ははりについて一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,630,000
	床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,720,000
	はりについて二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,810,000
	はりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	2,900,000
	屋根又は階段について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,920,000
法第二条第七号の二の認定に係る評価【準耐火構造】	非耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,520,000
	非耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,620,000
	耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	2,060,000
	耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	2,150,000
	柱について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	2,640,000
	床又ははりについて四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	2,130,000
	屋根について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,920,000
	軒裏について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,520,000
	軒裏について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,620,000
	階段について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,920,000
法第二条第八号の認定に係る評価【防火構造】	非耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	1,620,000

	耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	1,790,000
	軒裏について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	1,620,000
法第二条第九号の認定に係る評価【不燃材料】	建築物の外部の仕上に用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	520,000
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	910,000
法第二条第九号の二口の認定に係る評価【防火設備】		1,520,000
法第二十条第一項第一号の認定に係る評価【超高層建築物等の構造耐力】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,020,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,600,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,690,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,260,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,590,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	3,240,000
	特定天井について安全性を有することを確かめる場合	1,430,000
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）【構造計算プログラム】		1,990,000
主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価【大規模木造建築物等の火災時倒壊防止性能評価】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価【主要構造部】	非耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,860,000
	非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,520,000
	耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,100,000
	柱について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	2,660,000

	床又ははりについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認める場合	2,540,000
	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認める場合	2,310,000
	軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認める場合	1,880,000
	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認める場合	1,520,000
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認める場合	1,920,000
法第二十一条第二項の認定に係る評価【大規模木造建築物等の延焼防止壁等性能評価】	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
法第二十二条第一項の認定に係る評価【屋根防火構造】		900,000
法第二十三条の認定に係る評価【外壁】	非耐力壁について二十分間の準防火性能を有すること等を確認める場合	1,620,000
	耐力壁について二十分間の準防火性能を有すること等を確認める場合	1,790,000
主要構造部の全部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価【特殊建築物の避難時倒壊防止性能評価】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	2,040,000
主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価【主要構造部】	非耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認める場合	1,860,000
	非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認める場合	1,520,000
	耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認める場合	2,100,000
	柱について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認める場合	2,660,000
	床又ははりについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認める場合	2,400,000
	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認める場合	2,310,000

	軒裏について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	1,880,000
	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	1,520,000
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	1,920,000
防火設備に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価【防火設備】		1,520,000
法第三十条第一項第一号の認定に係る評価【界壁（遮音構造）】		1,350,000
法第三十条第二項の認定に係る評価【天井（遮音構造）】		1,350,000
法第三十一条第二項の認定に係る評価【屎尿浄化槽】		460,000
法第三十七条第二号の認定に係る評価【指定建築材料】	鋼材、免震材料、その他	2,180,000
	木質系材料	2,740,000
	コンクリート、膜材料	660,000
壁、柱、床その他の建築物の部分に関する法第六十一条第一項の認定に係る評価【防火地域及び準防火地域内の建築物】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	2,040,000
防火設備に関する法第六十一条第一項の認定に係る評価【防火地域及び準防火地域内の建築物】	二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,520,000
	二十分間を超え三十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,540,000
	三十分間を超え四十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,560,000
	四十分間を超え五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,570,000
	五十分間を超え六十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,590,000
	六十分間を超え七十五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,600,000
	七十五分間を超え九十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,640,000
	九十分間を超え百五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,670,000
	百五十分間を超え百二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,680,000
法第六十二条の認定に係る評価【屋根防火構造（防火地域又は準防火地域）】		900,000
令第一条第五号の認定に係る評価【準不燃材料】	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	520,000
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	910,000
令第一条第六号の認定に係る評価【難燃材料】	ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	520,000
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	910,000

令第二十条の二第一号二の認定に係る評価【換気設備】		460,000
令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る評価【換気設備】		460,000
令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価（令第二十条の八第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）【ホルムアルデヒド（居室）】		460,000
令第二十条の七第二項の認定に係る評価【ホルムアルデヒド（建築材料）】		660,000
令第二十条の七第三項の認定に係る評価【ホルムアルデヒド（建築材料）】		660,000
令第二十条の七第四項の認定に係る評価【ホルムアルデヒド（建築材料）】		660,000
令第二十条の八第一項第一号口（１）の認定に係る評価【機械換気設備】		460,000
令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る評価【中央管理方式空気調和設備】		460,000
令第二十条の八第二項の認定に係る評価（令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）【ホルムアルデヒド（居室）】		460,000
令第二十条の七第一項第二号の表の認定及び令第二十条の八第二項の認定に係る評価【ホルムアルデヒド（居室）】		460,000
令第二十条の九の認定に係る評価【ホルムアルデヒド（居室）】		460,000
令第二十二条の認定に係る評価【最下階の居室の床の構造】		460,000
令第二十二条の二第二号口の認定に係る評価【地下居室の外壁等の構造】		460,000
令第二十九条の認定に係る評価【くみ取便所】		460,000
令第三十条第一項の認定に係る評価【公衆便所】		460,000
令第三十五条第一項の認定に係る評価【合併処理浄化槽】		920,000
令第三十九条第三項の認定に係る評価【特定天井の構造】		1,430,000
令第四十六条第四項の表一の（ハ）項の認定に係る評価【木造軸組】		2,700,000
令第六十七条第一項の認定に係る評価【鋼材接合部】		1,440,000
令第六十七条第二項の認定に係る評価【継手又は仕口の構造】		1,440,000
令第六十八条第三項の認定に係る評価【高力ボルト接合】		1,440,000
令第七十条の認定に係る評価【鉄骨造の柱】		2,500,000
令第七十九条第二項の認定に係る評価【鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ】		460,000
令第七十九条の三第二項の認定に係る評価【鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ】		460,000
令第八十条の四第一項第二号の認定に係る評価【耐火性能（主要構造部）】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	340,000

令第百八条の四第四項の認定に係る評価【防火設備】	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	540,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	730,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	940,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,140,000
令第百九条の四第一号の認定に係る評価【屋根の延焼のおそれのある部分】		1,920,000
令第百九条の四第二号ハの認定に係る評価【三階以上の階における床又はその直下の天井の構造】		1,920,000
令第百十二条第一項の認定に係る評価【特定防火設備】		1,590,000
令第百十二条第二項の認定に係る評価【一時間準耐火基準】	非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認する場合	1,740,000
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	1,940,000
	柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	2,900,000
	床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	2,270,000
	軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認する場合	1,740,000
令第百十二条第三項の認定に係る評価【防火区画（空間部分に接する二以上の部分）】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	340,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	540,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	730,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	940,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,140,000
令第百十二条第四項第一号の認定に係る評価【強化天井】		2,270,000
令第百十二条第十二項ただし書の認定に係る評価【十分間防火設備】		1,520,000
令第百十二条第十九項第一号の認定に係る評価【防火区画（特定防火設備・防火設備）】		460,000
令第百十二条第十九項第二号の認定に係る評価【防火区画（特定防火設備・防火設備）】		460,000
令第百十二条第二十一項の認定に係る評価【防火区画（特定防火設備）】		460,000
令第百十四条第五項の認定に係る評価【防火設備（四十五分間）】		1,570,000
令第百十五条第一項第三号口の認定に係る評価【煙突】		460,000
令第百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価【一階の床及び二階の床（三十分間）】		1,920,000
令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）【特別避難階段】	外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	700,000
	排煙機を設けるもの	770,000
	上に掲げるもの以外のもの	1,180,000

令第百二十六条の二第二項第一号の認定に係る評価【排煙（防火設備）】		460,000
令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価【非常用の照明装置】		460,000
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価【非常用の進入口】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	870,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,020,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,440,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,570,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,930,000
令第百二十八条の七の認定に係る評価【区画避難安全性能】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	870,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,020,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,440,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,570,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,930,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
令第百二十九条第一項の認定に係る評価【階避難安全性能】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	870,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,020,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,440,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,570,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,930,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
令第百二十九条の二第一項の認定に係る評価【全館避難安全性能】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	870,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,020,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,440,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,570,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,930,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定に係る評価【昇降機の昇降路内の配管設備】		460,000
令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定に	加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	1,880,000

係る評価【防火区画等を貫通する管】	加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	1,910,000
	加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	1,940,000
令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定に係る評価【飲料水の配管設備】		460,000
令第百二十九条の二の六第三号の認定に係る評価【冷却塔設備】		460,000
令第百二十九条の四第一項第三号（令第百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価【エレベーター（かご及び主要な支持部分）】		1,380,000
令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価【エレベーター（駆動装置及び制御器）】		1,120,000
令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価【エレベーター（制動装置）】		1,360,000
令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価【エレベーター（安全装置）】	令第百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	1,440,000
	令第百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	1,120,000
令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価【エスカレーター】		1,440,000
令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価【エスカレーター（階段）】		1,380,000
令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価【エスカレーター（制動装置）】		1,360,000
令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価【非常用の昇降機の設置を要しない建築物（特定防火設備）】		460,000
令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）【非常用エレベーターの昇降路又は昇降ロビー】	外気に向かって開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	700,000
	排煙機を設けるもの	770,000
	上に掲げるもの以外のもの	1,180,000
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価	外気に向かって開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	700,000
	排煙機を設けるもの	770,000
	上に掲げるもの以外のもの	1,180,000
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価【避雷設備】		460,000
令第百三十七条の十第一号ロ（４）の認定に係る評価【二十分間防火設備】		1,520,000
令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価【煙突】		1,150,000
令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ（２）の認定に係る評価【遊戯施設】		1,150,000
令第百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価【遊戯施設（客席部分）】		810,000
令第百四十四条第一項第五号の認定に係る評価【遊戯施設（非常止め装置）】		1,480,000
令第百四十五条第一項第二号の認定に係る評価【道路内建築（特定防火設備）】		460,000
第一条の三第一項第一号イ、同号ロ（１）及び（２）並びに同項の表三の各項の認定に係る評価【建築物】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	3,380,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	3,600,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	4,140,000

	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	4,680,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	5,100,000
第一条の三第一項第一号イ、同号ロ（１）及び（２）並びに同項の表三の各項の認定に係る評価【杭】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,840,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,840,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,840,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,840,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,840,000
第一条の三第一項第一号イ、同号ロ（１）及び（２）並びに同項の表三の各項の認定に係る評価【鉄骨工場】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	340,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	470,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	600,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	940,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,330,000
第八条の三の認定に係る評価【枠組壁工法の壁倍率】		2,700,000

【令和6年4月1日から施行】

区分		手数料（円）
壁又は床に関する令第百八条の三の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,550,000
	非耐力壁について一時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,620,000
	非耐力壁について一・五時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,690,000
	非耐力壁について二時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,760,000
	非耐力壁について二・五時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,830,000
	非耐力壁について三時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,900,000
	耐力壁について一時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,150,000
	耐力壁について一・五時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,190,000
	耐力壁について二時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,240,000
	耐力壁について二・五時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,290,000
	耐力壁について三時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,340,000
	床について一時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,540,000
	床について一・五時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,630,000
	床について二時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,720,000
	床について二・五時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,810,000
	床について三時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,900,000
防火設備に関する令第百八条の三の認定に係る評価	二十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,980,000
	二十分間を超え三十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,000,000
	三十分間を超え四十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,020,000
	四十分間を超え五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,030,000
	五十分間を超え六十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,050,000

	六十分間を超え七十五分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,060,000
	七十五分間を超え九十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,100,000
	九十分間を超え百五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,130,000
	百五十分間を超え百二十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,140,000
	百二十分間を超え百五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,190,000
	百五十分間を超え百八十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,240,000
防火設備に関する令第九十条の八の認定に係る評価	二十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	1,980,000
	二十分間を超え三十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,000,000
	三十分間を超え四十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,020,000
	四十分間を超え五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,030,000
	五十分間を超え六十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,050,000
	六十分間を超え七十五分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,060,000
	七十五分間を超え九十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,100,000
	九十分間を超え百五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,130,000
	百五十分間を超え百二十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,140,000
	百二十分間を超え百五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,190,000
	百五十分間を超え百八十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確認する場合	2,240,000
	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
壁、床、屋根又は防火設備で区画された建築物の部分に関する令第九十条の三の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000

	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
火熱遮断壁等に関する令 第百九条の八の認定に係 る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
令第百三十七条の二の二 第一項第一号口の認定に 係る評価【火災時倒壊防 止構造相当部分】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
令第百三十七条の二の二 第二項第一号口の認定に 係る評価【周辺危害防止 構造相当部分】	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000
令第百三十七条の二の四 第一号口の認定に係る評 価	非耐力壁について二十分間の準防火性能等を有することを確かめる場合	1,620,000
	耐力壁について二十分間の準防火性能等を有することを確かめる場合	1,790,000
令第百三十七条の四第一 号口の認定に係る評価 【避難時倒壊防止構造相 当部分】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000

	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	2,040,000
令第百三十七条の十第一号イ(2)の認定に係る評価【延焼防止建築物相当部分】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	2,040,000
令第百三十七条の十第一号ロ(4)の認定に係る評価【片面 20 分防火設備】	—	1,520,000
令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定に係る評価【準延焼防止建築物相当部分】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	2,040,000